

大阪府立男女共同参画・青少年センター内のレストラン・カフェ事業者募集要項

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が所管する大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下、「ドーンセンター」という。）内のレストラン・カフェ事業者（以下「事業者」という。）を募集します。応募される方は、この募集要項をお読みいただき、次の各事項をご了承のうえ、お申込みください。

1 募集物件

物件 番号	所在地	使用許可面積 (下記のいずれかを選んでください。)		位置図	使用料 (税抜)		
		全面積	控室除く				
1	大阪市中央区大手前 1-3-49 ドーンセンター1階 (別添資料1)	客席	93.79 m ²	客席	93.79 m ²	別添資料1 及び2	別添資料3
		厨房	44.72 m ²	厨房	44.72 m ²		
		食品庫	5.02 m ²	食品庫	5.02 m ²		
		控室	11.77 m ²		-		
		計	155.30 m ²	計	145.53 m ²		

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）をしている者又は更正手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を

含む。)があった場合を除く。

- ⑧ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
 - ⑨ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適當な行為によるものである場合に限る)を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であつて、その事実があつた後 2 年を経過した者を含む。)であること。
- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (4) 飲食業の営業実績がある者。
- (5) 大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 条)第 2 条第 2 号及び第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 募集条件等

(1) 用途の指定及び使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① レストランもしくはカフェとして使用すること。(※熱源はオール電化です。)
- ② 営業日時は、ドーンセンターの開館日・時間内で、事業者において定めること。
開館日・時間は、「4 参考データ」をご覧ください。
ただし、開館日の午前 10 時から午後 5 時までの間は、原則として、営業すること。
特別な事情により営業しない場合は、事前に大阪府へ届け出ること。
- ③ 会議室等の利用者から注文があつた場合は、届けること。

- ④ 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ⑤ 使用期間中に 2- (3) にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。本取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可等に係る営業を停止し、大阪府に届け出ること。
- ⑥ 飲食店等を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ⑦ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑧ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件 番号	販売品目の条件
1	販売する飲食物は来館者に必要とされるものであること

- ⑨ 終日禁煙とすること

(2) 使用許可の期間等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、使用開始日の属する月の 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した募集条件を変更しないことを前提として、1 年ごとに申請を行うことにより、当初許可から 5 年（平成 35 年 3 月 31 日まで）を限度に引き続き使用許可を受けることができます。なお、使用許可期間満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の 2 か月前までに行政財産使用許可申請書を提出していただく必要があります。

② 使用料

使用料は、1 に記載の価格に百分の百八を乗じて得た額（10 円未満切捨て）をもって年額使用料とします。

使用料は、大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

② その他必要経費等

- ・ レストラン等の設置及び撤去に要する工事費、移転費及び営業にかかる一切の費用は事業者の負担とします。

- ・ 光熱水費については、使用許可部分及び共用部分の合計額を、大阪府の指定する期限までに、本センターの管理者であるドーン運営共同体に全額納入してください。

■使用許可部分にかかる光熱水費

既設子メーターの指示値により計測した使用量に電気・水道料金単価（税込）を乗じて積算した額

■共用部分にかかる光熱水費

以下の算定方式により積算した額

【算定方式】

(全体の経費－専用部分の経費) × $\frac{\text{使用許可面積} \times 0.05}{\text{建物の総面積} - \text{使用許可面積合計}}$

④ 物品の貸与

客室備品、厨房設備及び電化厨房器具（以下、「物品」という。）については、物品貸借契約（別添資料4）を締結したうえで、無償でお貸しすることが可能です。お貸しする物品以外に必要なものがある場合は、事業者の費用負担によりご用意ください。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 食品衛生法、感染症予防法、消防法、建築基準法などの関係法令等を遵守するとともに必要な対策の徹底を図ること。また、これらにおいて発生した問題については、全て事業者の責任と負担において対処すること。
- ② 問い合わせ並びに苦情については事業者の責において対応すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

(4) 原状回復

事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、原則として、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 参考データ

① 開館時間

火曜日から土曜日：午前9時00分から午後9時30分まで

日曜日及び祝日：午前9時00分から午後5時00分まで

② 休館日

月曜日（祝日を除く）、年末年始（12月29日から1月3日まで）、全館停電日（年1回）

③ 来館者数（平成29年度）

約28,900人／月

④ 会議室利用率

約55.2%

⑤ 売上高等

（平成28年度）

・1か月当たりの売上高 約250万円（現事業者の申告によるもの）

・1か月当たりの光熱水費 約13万円（共用部分等含む）

（平成29年度）

・1か月当たりの売上高 約218万円（同上）

・1か月当たりの光熱水費 約13万円（同上）

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送又は持参によりお申込みください。

電話、ファックス、インターネットによるお申込みの受付は行いません。

① 郵送で申し込む場合

送り先 〒540-0008

大阪府府民文化局男女参画・府民協働課男女共同参画グループ 宛

大阪府府民文化局男女参画・府民協働課男女共同参画グループ 宛

② 持参して申し込む場合

月曜日から金曜日（祝祭日除く）の午前9時30分～正午、午後1時～午後6時
提出先 大阪府府民文化局男女参画・府民協働課男女共同参画グループ

大阪府府民文化局男女参画・府民協働課男女共同参画グループ

(2) 応募に必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書
- ② 誓約書(大阪府所定様式)
- ③ 販売品目（大阪府所定様式）
- ④ 2-(4)にかかる飲食店の営業許可書等の写し
- ⑤ 法人の概要等（パンフレット等でも可）

様式は、大阪府府民文化局男女参画・府民協働課のホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/dawn/resutorant.html>) からダウンロードできます。

(3) 現場説明等

① 現場説明

現場説明をご希望の方は、ご希望日の3日前までに「お問い合わせ先」あて電話でご連絡ください。

なお、現場説明日時以外の日時に現場を確認される際は、現事業者及び利用者の迷惑にならないよう配慮願います。

② 質問受付

大阪府所定様式（別添資料5）により、ファックス又はEメールで質問を受け付けます。

回答は、ご質問のあった日から10日以内に、大阪府府民文化局男女参画・府民協働課のホームページに掲載します。質問者へ個別に回答は行いません。

FAX：06-6210-9322 Eメール：danjo-fumin@sbox.pref.osaka.lg.jp

6 事業者の決定

(1) 事業者の決定

応募者から提出された応募書類の審査を行い、応募資格の要件を満たす者を事業者として決定します。

なお、販売品目の提供予定価格は、審査の対象になりません。

(2) 事業者の公表

事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及

び決定した事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

(3) その他

上記 (1) ～ (2) の手続きにより事業者を決定した後、決定された者が使用許可申請を行わない場合は、大阪府が設定する最低使用料以上で次に高い応募価格で申し込みを行った者を事業者とします。

7 使用許可申請の手続き

事業者決定した者は、決定日から 1 週間以内に、行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、下記証明書類（発行日から 3 か月以内のもの）及び「2 応募資格要件 (7)」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から 3 か月以内のものに限る。）を提出してください。

《法人の場合》印鑑証明書、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、役員名簿（氏名、読み仮名、性別、生年月日がわかるもの）

《個人の場合》印鑑証明書

8 大阪府警察本部長への個人情報の提供

事業者決定した者が、大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 4 号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第 24 条第 2 項の規定に基づき、決定者から提出のあった書面により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提出します。

9 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続きを行わなかった場合
- ② 事業者が応募者の資格を失った場合。

10 その他

応募及び行政財産使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募者及び事業者の負担とします。

(お問い合わせ先)

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課 担当 泉谷、鍵田

大阪府中央区大手前 1-3-49 ドーンセンター 3階

電話 06-6210-9321

応募申込書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所(所在地) (〒 -)

氏名

法人名

印

代表者名

印

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話

レストラン等事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、申し込みます。

【添付書類】

- 1 誓約書（大阪府所定様式）
- 2 販売品目（大阪府所定様式）
- 3 募集要項 2-(4)にかかると飲食店の営業許可書等の写し
- 4 法人の概要等

誓 約 書

私は、大阪府が実施する**大阪府立男女共同参画・青少年センター内のレストラン等事業者の募集**の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、**大阪府立男女共同参画・青少年センター内のレストラン等事業者募集要項**について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 **大阪府立男女共同参画・青少年センター内のレストラン等事業者募集要項**の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。
- 4 大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、以下事項について誓約します。
 - (1) 大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (2) 大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
 - (3) 大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報をおお阪府警察本部長へ提供することに同意します。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所

(所在地)

氏 名

法人名

印

代表者名

印

